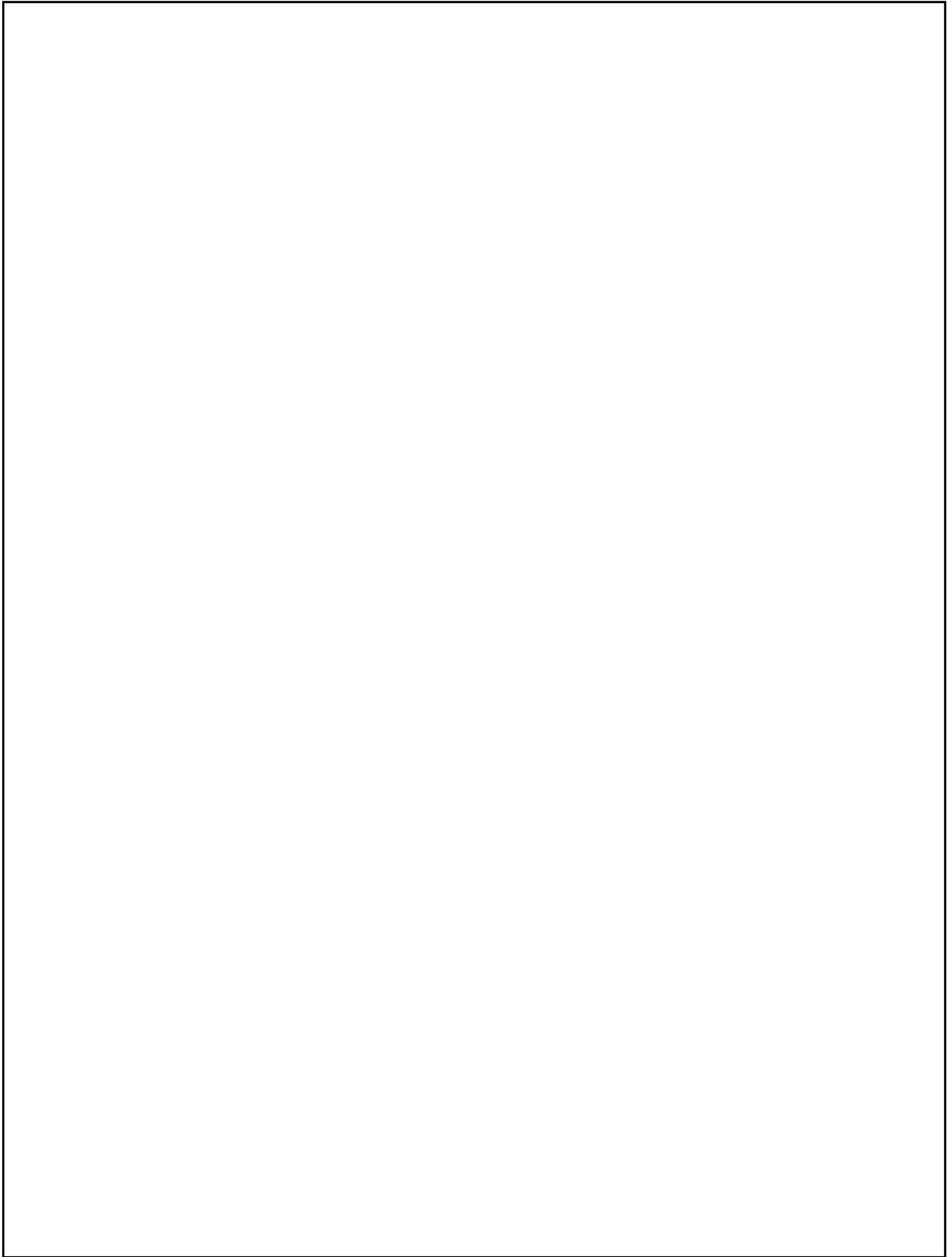


審査基準整理票

処 分 名	売買参加者の承認		
根拠法令名	大津市公設地方卸売市場条例	(条項) 第24条第1項	
基準法令名	大津市公設地方卸売市場条例	(条項) 第24条第3項	
所 管 部 署	産業観光部公設地方卸売市場		
標準処理期間	30 日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 売買参加者承認及び承認更新に関する取扱要領 】 ・掲載図書等【 大津市公設地方卸売市場業務取扱要領 】 ・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>大津市公設地方卸売市場条例第24条第3項各号に該当しない者であること及び売買参加者承認及び承認更新に関する取扱要領に定める資格要件を満たす者であることを基準とする。なお、当該要領を記した掲載図書は、所管部署において備え置く。</p> <p>参 考</p> <p>〔根拠法令〕 (売買参加者の承認)</p> <p>第24条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認は、取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 市長は、第1項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、その承認をしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (2) 第26条又は第70条第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者 (3) 卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者 (4) 卸売業者若しくは仲卸業者又はこれらの役員若しくは使用人 (5) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 (6) 法人である場合にあつては、その業務を執行する役員のうち第1号、第2号、第4号又は前号のいずれかに該当する者があるもの 			



※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。